松阪・多気地区における熱中症の発生状況

Ⅰ　熱中症の発生状況（労災給付数※の推移）（平成27年～令和６年）

※休業の有無にかかわらず、労災と認定された数

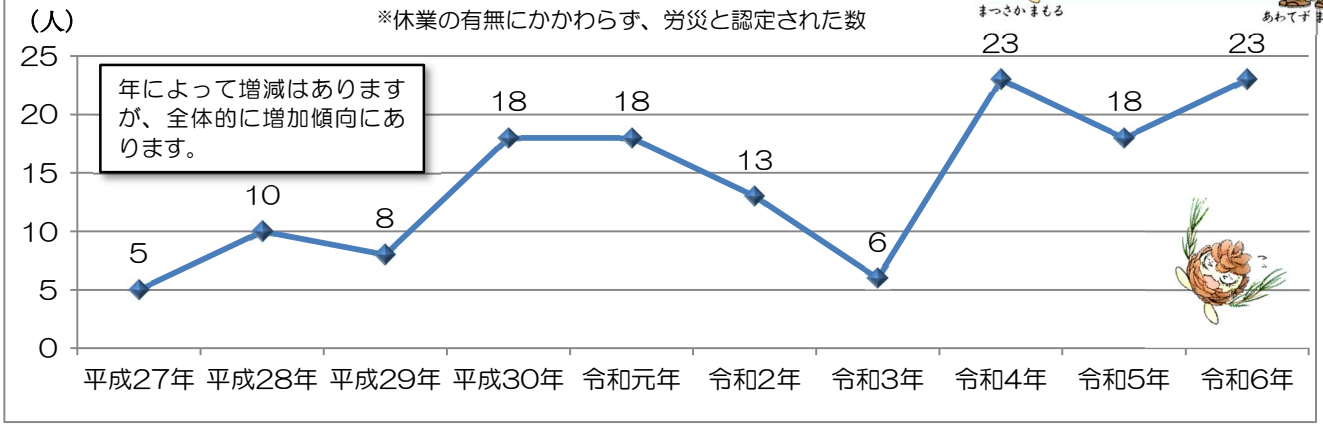

Ⅱ　熱中症が発生した事業場の業種別内訳（平成27年～令和６年）

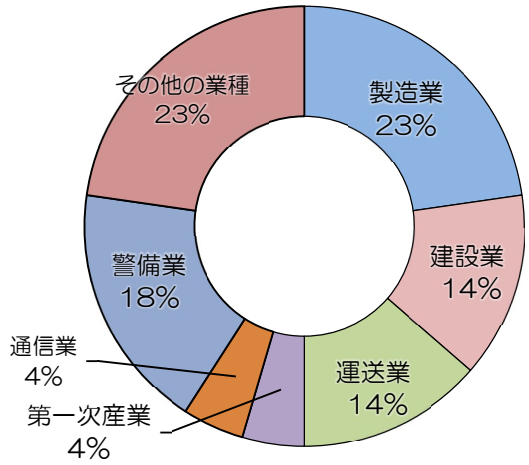

Ⅲ　熱中症による被災者の年齢別内訳（平成27年～令和６年）

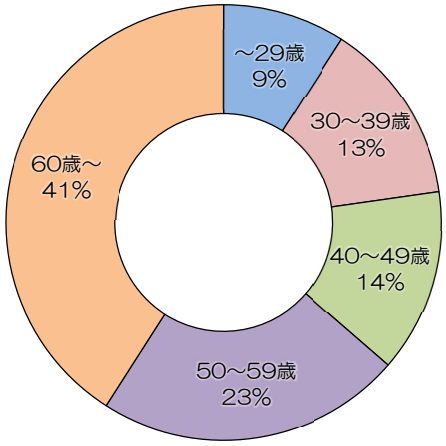

Ⅳ 熱中症の発生月（平成27年～令和６年）

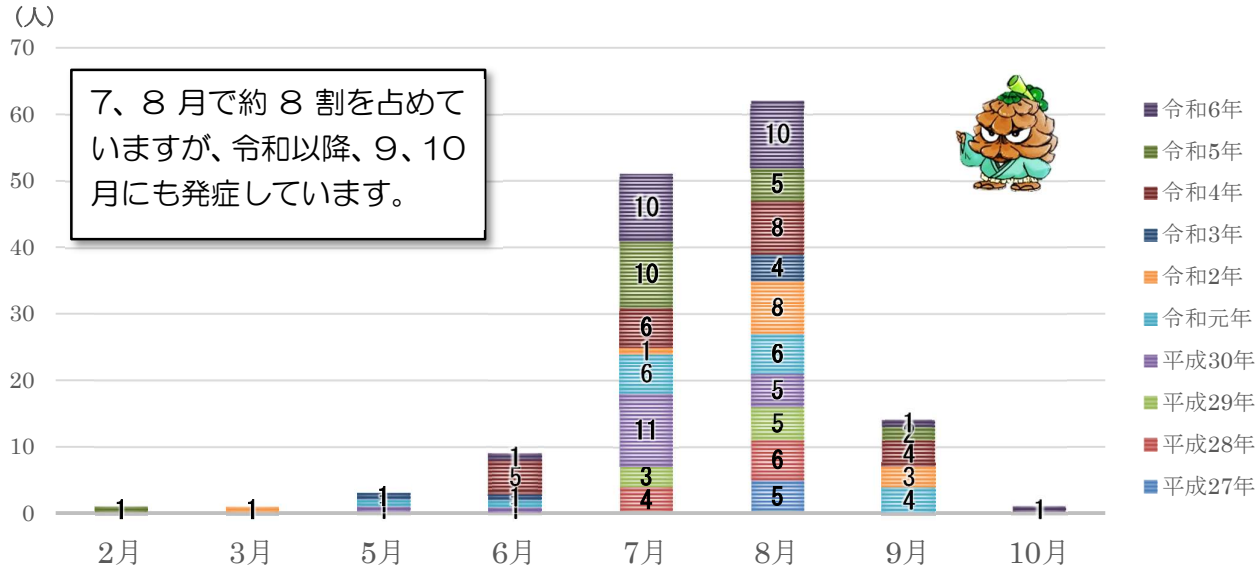

松阪労働基準監督署

WBGT を熱中症予防に活用しましょう

暑さ指数（WBGT）とは？

WBGT は、熱中症を予防することを目的に提案された指標で、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、人体の熱収支に影響の大きい、①湿度、②日射・輻射などの周辺の熱環境、③気温の３つを取り入れた指標です。

（参考）(公財)日本スポーツ協会では、WBGT 値に応じ運動時の熱中症の危険度を次のとおり分類しています。

危　　険	31 以上	運動は原則中止
厳重警戒	28 以上 31 未満	激しい運動は中止
警　　戒	25 以上 28 未満	積極的に休憩
注　　意	21 以上 25 未満	積極的に水分補給
ほぼ安全	21 未満	適宜水分補給

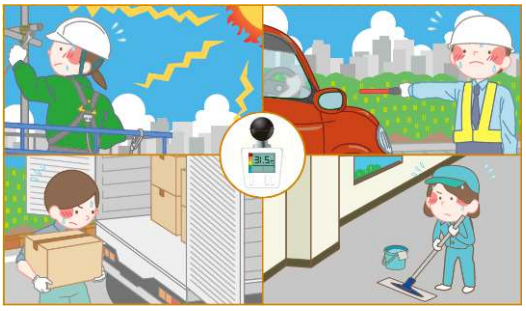

一般に、WBGT が 28（厳重警戒）以上となった場合、熱中症患者が著しく増加するとされています。

令和６年に松阪・多気地区で発生した熱中症について、発症当日の WBGT を確認（環境省ウェブサイトより）したところ、ほとんどが 28 以上の厳重警戒レベルでした。

なお、実際の事例は、屋外だけでなく、屋内で熱中症を発症しているものもあり、一概には言えませんが、災害発生現場においても暑熱な環境であった可能性があります（下表参照）。あらかじめ、WBGT 指数計を用いて WBGT を把握し、熱中症予防に活用しましょう。

対策のポイント

① WBGT の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
② 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと。
③ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと。

＜具体的な熱中症防止対策＞

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」特設サイトでご確認ください。次の URL 又は二次元コードから、確認できます。https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html

＜令和６年　松阪・多気地区における主な熱中症発症事例＞

月	業　　種	年 代	WBGT	気　温	概　　要
7	飲　食　店	50 代	28.2	31.7℃	調理場にてこまめに水分を取りながら作業していたが、エアコンが故障していたこともあり、発症。
7	運　送　業	20 代	30.5	32.6℃	トラック荷台で道具を片付けていた際、意識を失った。
7	製　造　業	30 代	31.4	33.8℃	工場内でガスバーナーを用いて作業していた際に発症。
7	そ　の　他	60 代	32.2	35.7℃	建屋内で機械の解体を行っていた際に発症。
7	第一次産業	30 代	30.8	33.8℃	木の伐採作業等から休憩に入った際に発症。
7	製　造　業	60 代	30.7	34.5℃	フォークリフトの運転中に意識を失った。

※気温及び WBGT 値は、気象庁・環境省のウェブサイトより引用した参考値です。

（R7.5）